

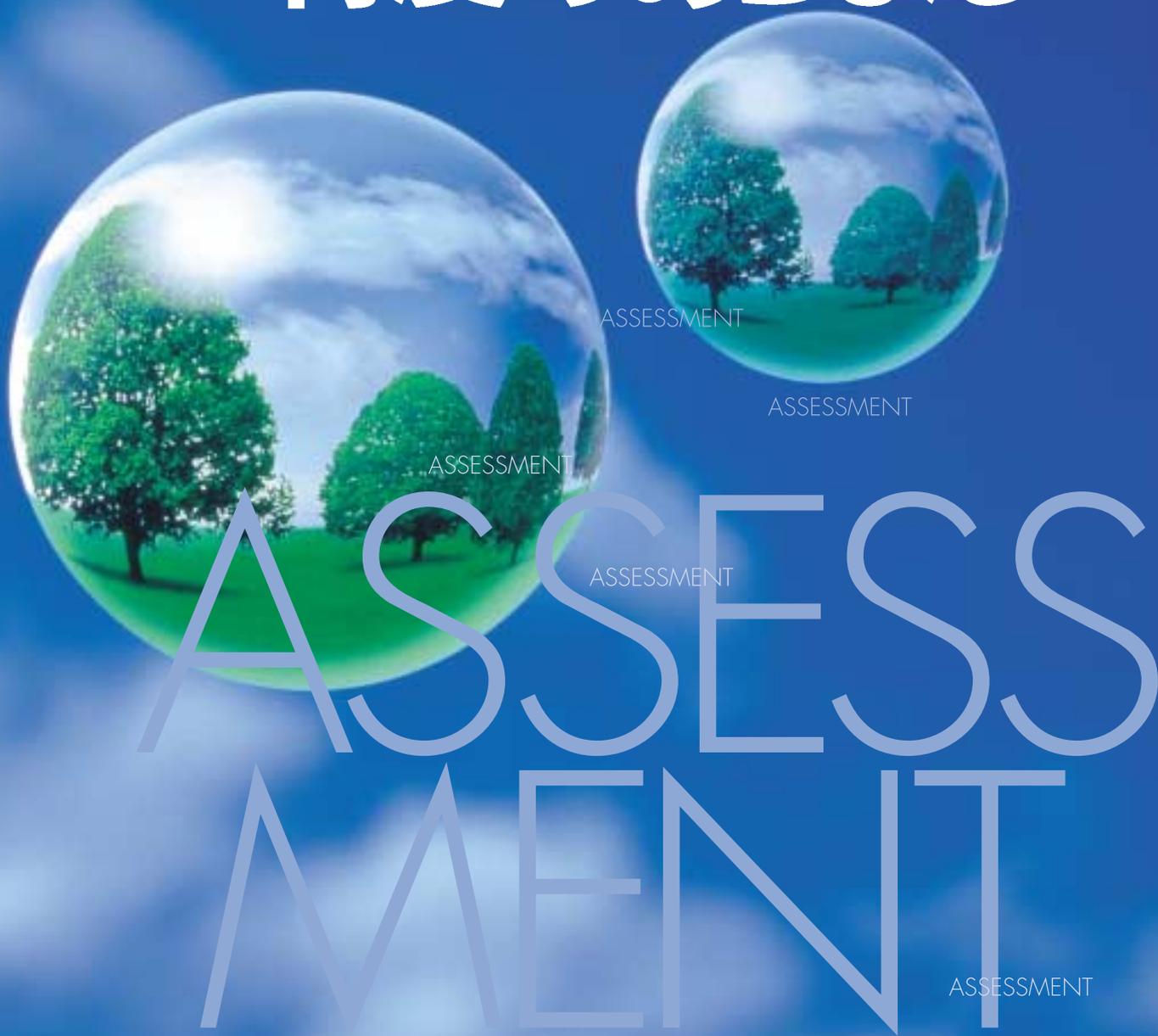
第 5 回 山鳥坂ダム
環境検討委員会

参考資料 - 2

環境アセスメント制度のあらまし

国土交通省 四国地方整備局
山鳥坂ダム工事事務所

環境アセスメント 制度のあらまし



環境省

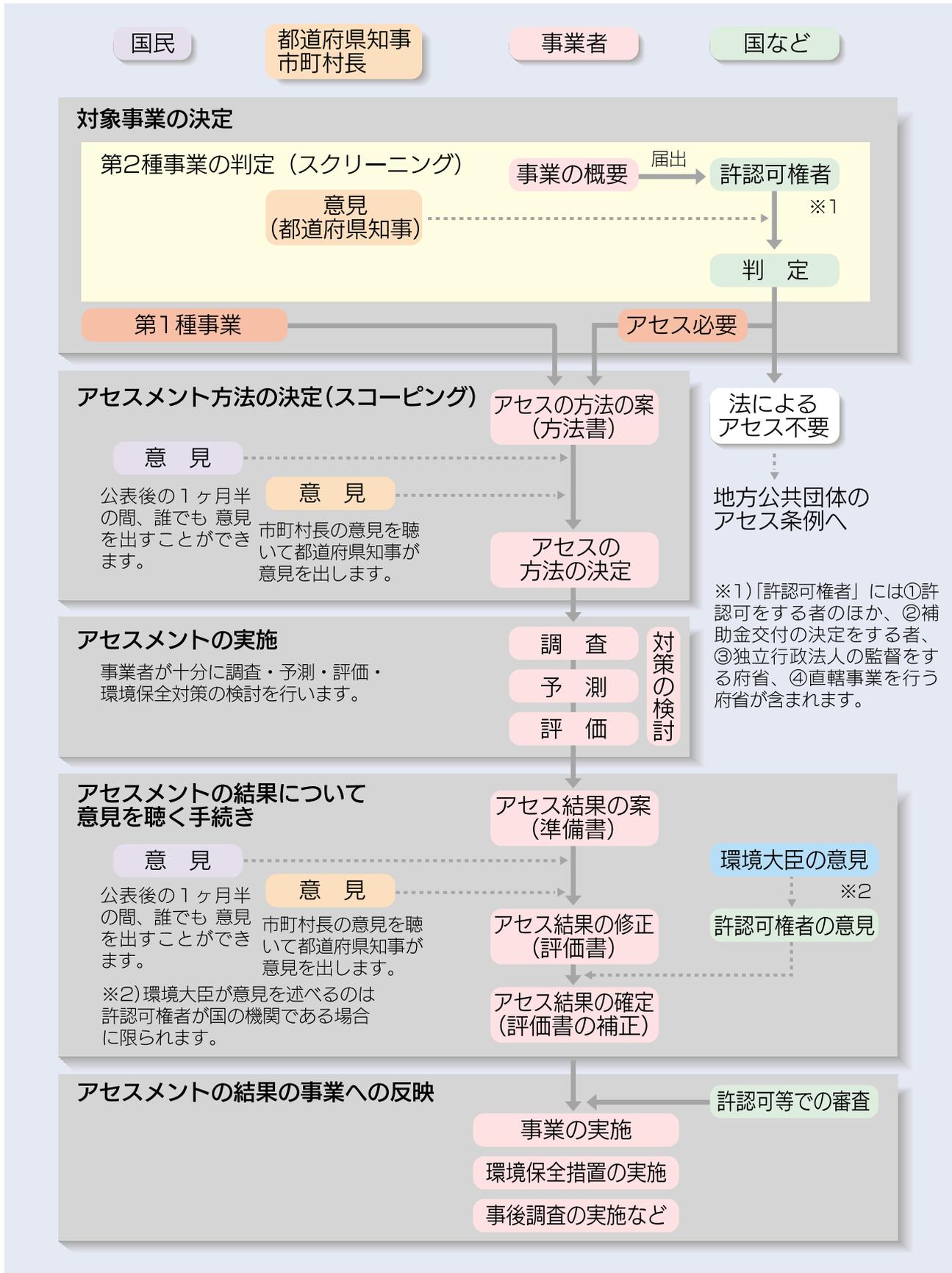
環境アセスメント制度のあらまし

Environmental Impact Assessment

1.環境アセスメントとは？	1
2.我が国の環境アセスメント制度	2
3.環境影響評価法（環境アセスメント法）について	3
(1) 法律の目的	3
(2) 環境アセスメントの対象となる事業	4
環境アセスメントの対象事業一覧	5
(3) 環境アセスメントの実施者	5
(4) 環境アセスメントの手続き	6
環境アセスメントの手続きの流れ	6
第2種事業の判定（スクリーニング）	7
環境アセスメント方法の決定（スコーピング）	8
環境アセスメントの実施	10
「準備書」の手続き	11
「評価書」の手続き	12
事業内容の決定への反映	13
事後調査	13
特例	13
4.地方公共団体の環境アセスメント制度	14
地方公共団体の制度の現況	14
環境影響評価法と条例の関係	14
5.戦略的環境アセスメントへの取り組み	15
戦略的環境アセスメントとは	15
国の取り組み	15
6.環境アセスメントをより詳しく知りたい人のために	16
環境影響評価情報支援ネットワーク	16
環境影響評価書の閲覧	16
都道府県・政令指定都市の環境アセスメント担当部局一覧	17

(4) 環境アセスメントの手続き

環境アセスメントの手続きの流れ



調査、予測及び評価の手法の選定について(環境影響評価法)

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見(方法書についての都道府県知事等の意見)が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見(方法書についての住民の意見)に配意して(中略)主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、(中略)当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書を作成しなければならない。

(中略)

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(以下略)

(解説) 調査、予測及び評価の手法の選定の結果は準備書で明らかにされることとなり、準備書以前に明らかにすることを求められる手続きはない。

資料:「逐条解説 環境影響評価法」